

## 第5 計画推進のための取組と指標の設定

### 1 第四期計画の施策目標と取組

少子化対策は、経済・雇用や地域医療・福祉、地域振興、教育など、様々な分野と深く関わっており、本計画においては、条例で定める11本の基本的施策を中心に、社会全体で子育て世代を支える「子どもや子育てをみんなで応援する」ステージのほか、「妊娠や出産を支援する」、「子育てを支援する」、「子育てや自立を支援する」3つのライフ・ステージの4ステージを設定し、各ステージに盛り込まれた少子化に関連する施策や事業を総動員し、官民一体となった取組を総合的かつ計画的に推進していきます。

施策の目標		次世代	母子	子ども	ひとり親	社会的弱者	
子どもや子育てをみんなで応援する	社会全体による取組の推進	結婚支援に関する情報提供					
		妊娠・出産に関する情報提供					
		子育てに関する情報提供					
		少子化対策に関する推進体制の整備					
		地域における取組の支援	○	○	○	○	○
		子育て支援団体等の活動の促進					
		父親の育児への積極的参加の促進					
		官民協働による地域全体での取組の促進					
	次世代教育の推進						
	若者への就業支援	若年者の雇用の安定					
		若者の就業支援体制の整備	○	-	-	-	-
		若者が地域にとどまり、働ける就労の場の創出					
	結婚を望む方への支援	適切な情報提供や相談体制の整備	○	-	-	-	-
		広域連携による結婚サポート事業の推進					
	生活環境の整備	子育てに配慮した住宅の供給促進					
		安全な道路交通環境等の整備	○	-	-	-	-
		子育てにバリアフリー等の整備					
		犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進					
	就業環境の改善	企業等における取組の促進					
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の実現に向けた理解や普及啓発の促進							
両立のための環境整備		○	-	-	-	-	
積極的な企業に対する優遇制度の推進							
男女平等参画の推進	パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備						
	広報・啓発活動の充実						
	家庭における男女平等教育の推進	○	-	-	-	-	
	仕事と家庭が両立できる働き方改革						
市町村等関係機関との連携や取組への支援	働きたい女性の就労・雇用継続支援						
	相談業務の充実						
	定住や移住促進に向けた取組への支援	○	-	-	-	-	
国の施策に関する提案	住民主体による支え合いの地域づくり						
	総合振興局・振興局による市町村支援						
	少子化対策の抜本強化・拡充	○	○	○	○	○	
妊娠や出産を支援する	子育て支援等に係る施策の充実						
	子どもの安全・安心の確保						
	妊娠・出産に関する支援体制の整備	母子保健サービスの推進体制の整備					
		相談体制等の整備					
		産後ケア体制の充実					
	周産期医療体制の整備	市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組	○	○	-	-	○
		総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備					
産婦人科医師の確保等							
不妊・不育治療等への支援	相談体制の整備						
	経済的負担の軽減						

施策の目標		次世代	母子	子ども	ひとり親	社会的養育	
子育てを支援する	待機児童の解消等	保育サービスの充実 教育・保育を支える人材の確保	○	—	○	—	—
	幼児教育・保育の充実	教育・保育の一体的提供の促進	○	—	○	—	—
		多様な保育サービスの提供					
		教育・保育の質の向上					
		良質なサービスの確保					
	子育て支援等に関する情報提供						
	放課後児童の健全育成	放課後児童の健全育成	○	—	○	—	—
	地域における子育て支援体制等の充実	子育て支援拠点等の整備	○	—	○	—	—
		相談体制の整備					
	ひとり親家庭等への支援の充実	相談支援の充実	○	—	—	○	—
		子育て・生活支援の充実					
		就業支援の充実					
		養育費の確保支援					
		経済的支援の充実					
社会的養育を必要とする子どもへの支援の拡充	母子・父子福祉団体等の支援・連携の充実	○	—	—	—	○	
	当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）						
	市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組						
	里親等への委託の推進に向けた取組						
	パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組						
	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組						
一時保護改革に向けた取組							
児童相談所の強化等に向けた取組							
障がい等のある子どもへの支援等の充実	特別支援教育の確保等	○	—	—	—	—	
	障がい児への支援等						
乳児及び幼児等の健康の確保	小児医療の提供体制の整備	○	○	—	—	—	
	母子保健サービスの推進体制の整備						
食育の推進							
子育て世帯の経済的な負担の軽減	経済的な負担の軽減	○	○	—	—	—	
総合的な虐待防止対策の推進	虐待防止対策等に関する普及啓発	○	—	—	—	○	
	児童相談所・市町村等関係機関が一体となった児童相談体制の強化						
	養育支援を必要とする家庭の早期把握や支援のための体制整備						
	里親による養護援助体制の整備						
	児童養護施設や児童家庭支援センターによる養護援助体制の整備						
	被虐待児の心のケアや親子の再統合への支援						
配偶者暴力相談支援センターとの連携							
子育て自立を支援する	子どもの権利及び利益の尊重	○	—	—	—	○	
	総合的な虐待防止対策の推進						
	社会的養育を必要とする子どもへの支援の充実	社会的養護自立支援の推進に向けた取組	○	—	—	—	○
		一時保護改革に向けた取組					
	子どもの健全育成等の促進	望ましい生活習慣確立のための意識啓発	○	—	—	—	—
		児童館活動の促進					
		文化・スポーツ等に親しむ環境の整備					
		公園、遊び場の確保					
		食育等の普及					
	学童期・思春期から成人期に向けた保健体制の充実						
教育環境の整備	キャリア教育等の推進	○	—	—	—	—	
	地域特性を活かした魅力ある教育環境の整備						
	家庭及び社会教育への支援の促進						
	いじめ、非行、不登校等に対する相談、連携体制の整備						
	経済的負担の軽減						
木育の推進							

※施策の目標を達成するための取組の実施に当たっては、計画期間中における社会経済情勢の変化等を勘案しながら対応していく。

## 2 第四期計画における目標設定項目

### ①学校教育や保育を必要とする量の見込みと確保方策

	令和2年度				令和3年度				
	幼児期の学校教育を希望する子ども (1号認定)	保育を必要とする子ども			幼児期の学校教育を希望する子ども (1号認定)	保育を必要とする子ども			
		3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)		3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	
量の見込み	55,751 (14,261)	47,939	31,288	7,515	54,377 (13,943)	47,416	30,760	7,484	
確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所	62,528	50,022	26,728	7,621	61,499	51,131	27,567	7,834
	特定地域型保育事業			3,064	862			3,181	878
	幼稚園及び預かり保育	3,051	4,964	172	0	3,016	4,968	172	0
	認可外保育施設		3,026	1,330	164		2,944	1,319	167
	企業主導型保育施設(地域枠)		454	726	306		455	723	308
	計	65,579	58,466	32,020	8,953	64,515	59,498	32,962	9,187

	令和4年度				令和5年度				
	幼児期の学校教育を希望する子ども (1号認定)	保育を必要とする子ども			幼児期の学校教育を希望する子ども (1号認定)	保育を必要とする子ども			
		3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)		3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	
量の見込み	52,289 (13,640)	46,232	30,477	7,453	50,776 (13,413)	45,632	30,187	7,424	
確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所	61,018	52,078	28,225	7,981	60,693	52,862	28,712	8,095
	特定地域型保育事業			3,322	901			3,355	918
	幼稚園及び預かり保育	2,965	4,974	172	0	2,932	4,976	172	0
	認可外保育施設		2,903	1,296	170		2,890	1,290	175
	企業主導型保育施設(地域枠)		455	724	308		455	724	307
	計	63,983	60,410	33,739	9,360	63,625	61,183	34,253	9,495

	令和6年度				
	幼児期の学校教育を希望する子ども (1号認定)	保育を必要とする子ども			
		3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	
量の見込み	49,203 (13,187)	44,846	29,969	7,381	
確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所	60,650	52,807	28,738	8,110
	特定地域型保育事業			3,356	935
	幼稚園及び預かり保育	2,901	4,975	172	0
	認可外保育施設		2,729	1,248	175
	企業主導型保育施設(地域枠)		455	724	307
	計	63,551	60,966	34,238	9,527

注 1 「幼児期の学校教育を希望する子ども」のうち、保育も必要とする3歳以上の子どもを内数として括弧内に再掲しており、その確保方策は1号認定（「認定こども園・幼稚園」「幼稚園及び預かり保育」）及び2号認定（認定こども園）を合わせて適切な保育サービス提供体制の確保を図ることとされている。

2 「特定地域型保育事業」：家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育又は事業所内保育を行う事業

### ②認定こども園及び地域子ども・子育て支援事業

項目	平成30年度実績	目標事業量等	目標年次
認定こども園設置数	345か所	518か所	令和6年度
延長保育	837か所	1,042か所	令和6年度
病児・病後児保育	62か所	89か所	令和6年度
一時預かり事業			令和6年度
	幼稚園型	567か所	670か所
	幼稚園型以外	509か所	635か所
子育て短期支援	39市町村	44市町村	令和6年度
利用者支援事業			令和6年度
	基本型・特定型	39市町村	62市町村
	母子保健型	34市町村	80市町村
放課後児童クラブ	1,032か所	1,065か所	令和6年度
地域子育て支援拠点	405か所	424か所	令和6年度
ファミリー・サポート・センター	65市町村	71市町村	令和6年度

### ③その他目標設定項目

該当ページ	ステージ	施策目標		数値目標項目	平成30年度実績	目標事業量	目標年次
					新規・継続の別	新規設定の場合理由	
62	子どもや子育てをみんなまで応援するステージ	■社会全体による取組の推進	○子育てに関する情報提供	子育て世代包括支援センター設置市町村数	36市町村	全市町村	令和6年度
					新規設定	計画期間内速やかな設置を目指す	
63	子どもや子育てをみんなまで応援するステージ	■社会全体による取組の推進	○官民協働による地域全体での取組の促進	せわずき・せわやき隊等の組織化	95市町村	全市町村	令和6年度
					継続設定	-	
63	子どもや子育てをみんなまで応援するステージ	■社会全体による取組の推進	○次世代教育の推進	次世代教育のための出前講座実施数(実施校)	28校(H30単年)	延べ120校	令和6年度
					継続設定(内容見直し)	実施数(大学)から高校等も追加した実施校に変更	
65	子どもや子育てをみんなまで応援するステージ	■生活環境の整備	○安全な道路交通環境等の整備	地域と連携した通学路の安全確保の取組状況	小: 100.0% 中: 99.6%	100.0%	令和6年度
					継続設定	-	
66	子どもや子育てをみんなまで応援するステージ	■生活環境の整備	子育てバリアフリー等の整備	「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録施設のある市町村数	86市町村	全市町村	令和6年度
					継続設定	-	
67	子どもや子育てをみんなまで応援するステージ	■就業環境の改善	○両立のための環境整備	女性(25~34歳)の就業率	74.5%	全国平均値以上	令和6年度
					継続設定	-	
67	子どもや子育てをみんなまで応援するステージ	■就業環境の改善	○両立のための環境整備	育児休業制度取得率	男性 3.0% 女性 84.9% (H26~H30平均)	男性 12.0% 女性 90.0%	令和6年度
					継続設定	-	
67	子どもや子育てをみんなまで応援するステージ	■就業環境の改善	○両立のための環境整備	年次有給休暇取得率	49.1%	70.0%	令和6年度
					継続設定	-	
67	子どもや子育てをみんなまで応援するステージ	■就業環境の改善	○積極的な企業に対する優遇制度の推進	子育てを支援する企業の割合	大企業 97.3% 中小企業 3.42%	大企業 100.0% 中小企業 25.0%	令和6年度
					継続設定	-	
72	妊娠や出産を支援するステージ	■周産期医療体制の整備	○総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備	総合周産期母子医療センターの整備(指定)	4ヶ所	6ヶ所	令和5年度
					継続設定	-	
72	妊娠や出産を支援するステージ	■周産期医療体制の整備	○総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備	助産師外来の開設第二次医療圏数	13圏域	21圏域	令和5年度
					継続設定	-	
74	子育てを支援するステージ	■待機児童の解消等	○保育サービスの充実	待機児童数	152人	ゼロ	令和2年度
					継続設定	-	
77	子育てを支援するステージ	■幼児教育・保育の充実	○教育・保育の質の向上	遠隔システムやオンデマンド教材等の活用により各管内で受講できる研修の割合	0.0%	100.0%	令和4年度
					新規設定	幼児教育の質の向上のため、遠隔システム等活用した研修を推進していくため	
77	子育てを支援するステージ	■幼児教育・保育の充実	○教育・保育の質の向上	各振興局(教育局)管内に配置された幼児教育相談員等を活用して園内研修等を実施した管内の割合	42.9%	100.0%	令和4年度
					新規設定	幼児教育相談員等の活用による幼児教育の質の向上を推進していくため	
77	子育てを支援するステージ	■幼児教育・保育の充実	○教育・保育の質の向上	幼児教育施設と小学校間での意見交換や合同の研修会の機会を設けている市町村の割合	86.0%	100.0%	令和4年度
					新規設定	幼児教育施設と小学校との連携を促進していくため	
77	子育てを支援するステージ	■幼児教育・保育の充実	○教育・保育の質の向上	幼児教育施設の意見を踏まえたスタートカリキュラムを作成している小学校の割合	65.1%	100.0%	令和4年度
					新規設定	幼児教育施設と小学校との連携を促進していくため	

該当ページ	ステージ	施策目標		数値目標項目	平成30年度実績	目標事業量	目標年次
					新規・継続の別	新規設定の場合理由	
78	子育てを支援するステージ	■放課後児童の健全育成	○放課後児童の健全育成	放課後子供教室設置市町村数	112市町村	全市町村	令和6年度
					継続設定	—	
78	子育てを支援するステージ	■地域における子育て支援体制等の充実	○子育て支援拠点等の整備	夜間保育設置数	6ヶ所	12か所	令和6年度
					継続設定	—	
78	子育てを支援するステージ	■地域における子育て支援体制等の充実	○子育て支援拠点等の整備	休日保育設置数	32ヶ所	50か所	令和6年度
					継続設定	—	
79	子育てを支援するステージ	■ひとり親家庭等への支援の充実	○子育て・生活支援の充実	ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園）	86.0%(H29)	現状値を維持	令和6年度
					新規設定	ひとり親家庭の子育て・生活支援の充実を図るため	
80	子育てを支援するステージ	■ひとり親家庭等への支援の充実	○就業支援の充実	ひとり親家庭の親の就業率（母子世帯）	77.6%(H27)	80.8%	令和6年度
					新規設定	ひとり親家庭の経済的自立を図るため	
80	子育てを支援するステージ	■ひとり親家庭等への支援の充実	○就業支援の充実	ひとり親家庭の親の就業率（父子世帯）	87.8%(H27)	88.1%	令和6年度
					新規設定	ひとり親家庭の経済的自立を図るため	
80	子育てを支援するステージ	■ひとり親家庭等への支援の充実	○就業支援の充実	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯）	41.4%(H27)	44.4%	令和6年度
					新規設定	ひとり親家庭の経済的自立を図るため	
80	子育てを支援するステージ	■ひとり親家庭等への支援の充実	○就業支援の充実	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯）	70.2%(H27)	現状からの増加	令和6年度
					新規設定	ひとり親家庭の経済的自立を図るため	
82	子育てを支援するステージ	■社会的養育を必要とする子どもへの支援の拡充	○里親等への委託の推進に向けた取組	里親等委託率	32.7%	現状からの増加	令和6年度
					新規設定	家庭的養護の充実のため新たに設定	
84	子育てを支援するステージ	■障がい等のある子どもへの支援等の充実	○障がい児への支援等	北海道障がい者歯科医療協力医のいる市町村数	78市町村	90市町村	令和4年度
					新規設定	障がい児の歯科医療の充実のため新たに設定	
85	子育てを支援するステージ	■乳児及び幼児等の健康の確保	○母子保健サービスの推進体制の整備	1歳6か月児健康診査受診率	97.6%	100.0%	令和6年度
					継続設定	—	
85	子育てを支援するステージ	■乳児及び幼児等の健康の確保	○母子保健サービスの推進体制の整備	3歳児健康診査受診率	97.1%	100.0%	令和6年度
					継続設定	—	
90	子育てや自立を支援するステージ	■子どもの権利及び利益の尊重	○子どもの意見の適切な社会反映	子どもの意見表明の機会の確保	1部会、年2回H31.3知事に建議	子どもの意見を施策に適切に反映	令和6年度
					継続設定	—	
92	子育てや自立を支援するステージ	■子どもの権利及び利益の尊重	○文化・スポーツ等に親しむ環境の整備	グローバル人材の育成に取り組む学校の割合	64.7%	100.0%	令和4年度
					新規設定	キャリア教育の充実に取り組むため設定	
92	子育てや自立を支援するステージ	■子どもの健全育成等の促進	○食育等の普及	食育推進計画を策定している市町村数	123市町村	全市町村	令和5年度
					継続設定	—	
93	子育てや自立を支援するステージ	■教育環境の整備	○キャリア教育等の推進	体験的な学習活動を経験した生徒の割合	70.0%	100.0%	令和4年度
					継続設定	産業教育の充実に取り組むため設定	

## 子どもや子育てをみんなで応援するステージ ～社会全体で支える基盤づくり～

＜各ライフ・ステージを支えるために＞

- ・ 妊娠・出産、子育て、子育て・自立の各ライフ・ステージにおける切れ目のない支援を行うためには、社会全体で子どもや子育て世代を支える取組の充実や環境の整備が必要です。
- ・ このことから、多方面からの支援を行うため、子育てに必要な情報の提供、子育てに配慮した住宅の供給促進など生活環境の整備、両立支援の促進、男女平等参画の推進などに取り組んでいきます。
- ・ また、人口減少問題への対応とも連動させるため、市町村における地域の実情に応じた取組への支援や関係機関などと連携した取組を推進していきます。

### ■ 社会全体による取組の推進

#### ○結婚支援に関する情報提供

・ 道民の方々の結婚や妊娠・出産の希望が実現するよう、結婚・妊娠・出産・育児に関する情報を発信するための総合ポータルサイトを運用し、様々なニーズに合わせた正確な情報をわかりやすく集約し提供します。

#### ○妊娠・出産に関する情報提供

・ 総合ポータルサイトやアプリなどで妊娠や出産に関する正しい知識や助成制度などの普及を図ります。

・ 小・中学校、高等学校などでの健康教育の一環として、妊娠・出産などの正しい知識の習得を促進します。

・ 子どもを産み、育てることに夢や喜びを感じることができる環境づくりを進めるため、妊娠・出産を迎える人々を社会全体で応援する啓発活動を行います。

#### ○子育てに関する情報提供

・ 地域全体で子育て世帯を応援する環境づくりを進めるため、子育て支援サービス等に関する市町村やNPO等の優良な取組事例を収集し、情報提供します。

・子育て世帯が不安なく外出できるよう、地域のバリアフリー施設の情報などを提供します。

・市町村が整備を進める「子育て世代包括支援センター」なども活用しながら、身近な地域において、妊娠前から子育てに至るまでのそれぞれのライフ・ステージの中で抱える悩みに的確に対応し、必要な情報を迅速に提供する体制を整備します。

・各市町村が実施する地域の子ども子育て支援事業の内容などについて、広く情報提供します。

・障がい児に関する子育て支援サービスの情報など、地域におけるすべての子どものニーズに応じた情報を提供し、適切な支援へつなげるため、市町村における体制整備を支援します。

### ○少子化対策に関する推進体制の整備

・地域の実情を踏まえた地域子ども・子育て支援事業を実施するため、総合振興局・振興局ごとに設置した「少子化対策圏域協議会」において、市町村や関係事業者等との連携のもと、地域の課題の把握や情報共有を行うとともに、地域の実情や課題に応じた対策の検討を進めるなど、協議会の積極的な活用を図ります。

### ○地域における取組の支援

・各総合振興局・振興局において、主に若い世代や子育て中の親や子育て支援団体等を対象とするセミナー等を開催し、地域での優良事例の紹介など、地域における子育て支援の取組を促進するとともに、地域の子育てネットワークの構築を支援します。

### ○子育て支援団体等の活動の促進

・身近な地域で子育て家庭の不安や悩み等に対する相談指導や地域の子育てサークル等への支援を行う地域子育て支援拠点の活用が広がるよう、各種広報媒体を活用した周知を図ります。

・地域において子育て支援活動に意欲的に取り組んでいる団体等を表彰（ほっかいどう未来輝く子育て大賞）し、地域における子育て支援活動の紹介や地域の活動の促進を図ります。

・（公財）北海道青少年育成協会による「道民家庭の日」の普及促進、また、「家族ふれあい優待制度」等の活用による家族団らんの機会の促進を図ります。

## ○父親の育児への積極的参加の促進

・父親の育児への積極的な参加を促進するため、総合ポータルサイトによる適切な情報提供や企業と連携した父親の意識醸成を図る講座を開催するほか、就業環境の改善を働きかけます。

## ○官民協働による地域全体での取組の促進

・地域における子育てを応援する気運の醸成や地域住民の積極的な参加による取組を推進するため、「北海道すきやき隊」や地域の「せわずき・せわやき隊」、「どさんこ・子育て特典制度」などの子育て支援活動を幅広く展開し、意欲向上につながる支援策の検討を進めることにより、地域の子育て支援の気運を高め、子育てしやすい環境づくりを促進します。

・少子化に対する問題意識を広めるため、少子化対策パネル展の開催などによる意識啓発を図ります。

・地域の高齢者には、その経験や知恵を活かした子育て支援活動が期待されるため、老人クラブへの加入を促進するとともに、老人クラブ等でのボランティア活動や地域活動への参加拡大を図ります。

・主任児童委員及び民生委員・児童委員は、子育てなど様々な悩みに対応する地域の相談役であることから、研修の実施による資質の向上を図るなど、より積極的な活動を促進します。

## ○次世代教育の推進

・近い将来、結婚して家庭を持つであろう大学生や専門学校生、高校生等を対象に、結婚し家庭を築き、出産という新たな命が誕生することの素晴らしさや夫婦がともに協力しながら子育てしていくことの大切さなどを伝え、自己の将来を考える機会を提供するため、出前講座を開催し、次の世代の親となる若年者に対する意識啓発の取組の充実を図ります。

・「次代の親づくり支援事業プログラムガイド」をホームページに掲載するなど、家庭を持つことの大切さなどについて若年者への理解を深める啓発を行います。



## ■若者への就業支援

### ○若年者の雇用の安定

・若年者が自立して家庭を持てるよう、特に非正規雇用労働者など不安定な就労環境にある若年者等への意識啓発を図り、適職選択による安定就労やキャリア形成に向けた支援を行います。

### ○若者の就業支援体制の整備

・教育部局と労働部局の連携により、早期からの勤労観や職業観の形成のため、保護者への就職に対する意識向上の働きかけや職場体験、インターンシップ等キャリア教育の充実等を図ります。

・関係機関との連携による経済界や企業への雇用に関する要請を行うほか、就職面接会の開催、多様な職業訓練コースの提供を行うなど若年者への就業を支援します。

・職業教育を実践する私立専修学校等に対する支援に努めます。

### ○若者が地域にとどまり、働ける就労の場の創出

・地域の基幹産業である農林水産業への就労を促進するため、農林水産業における担い手の育成・確保を図るとともに、農業経営体の体質強化、栽培漁業や資源管理等による漁業経営の強化、森林資源の循環利用を促進するなど、一次産業の活性化及び安定化を図ります。

## ■結婚を望む方への支援

### ○適切な情報提供や相談体制の整備

・結婚を望む方の希望が実現するよう、婚活情報総合ポータルサイトなどによる適切な情報提供体制の整備や結婚に関する相談・アドバイス等に適切に対応できるサポート体制づくりを進めます。

### ○広域連携による結婚サポート事業の推進

・住み慣れた地域で結婚し、暮らしていくことを望んでいる方々が多くの出会いの機会に恵まれるよう、近隣市町村等が共同で実施する婚活事業など、広域的な連携による結婚サポート事業への支援を行います。

## ■生活環境の整備

### ○子育てに配慮した住宅の供給促進

・公営住宅にユニバーサルデザインの導入を図るとともに、子育て世帯に配慮した公営住宅などの供給を推進し、子育て世帯の居住の安定確保を図ります。

・新たな住宅セーフティネット制度による、子育て世帯等の入居を拒まない賃貸住宅等の登録を促進します。

・シックハウス症候群などの不安解消に向け、相談対応や検査体制などの維持に努めるとともに、建築基準法に基づくシックハウス対策の遵守について、指導に努めます。

### ○安全な道路交通環境等の整備

・子どもを交通事故の被害から守るため、「北海道交通安全基本条例」に基づき、交通安全施設等の整備や子どもに対する交通安全教育を推進します。

・チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るなど、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めます。

・子どもの自転車運転時の乗車用ヘルメットの着用及び幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルトの着用を推進するなど、安全利用に係る情報提供等を推進します。

### ○子育てバリアフリー等の整備

・「北海道福祉のまちづくり条例」等に基づき、妊産婦や子育て家庭が安心して外出できるよう、道路や公園、公共施設等におけるバリアフリー化を推進します。

・妊産婦等への配慮など社会全体が互いに思いやり助け合う社会の実現に向け、「心のバリアフリー」化を進めるため、「マタニティマーク」や「妊婦さんの日」が多くの人に浸透するよう、広報啓発に取り組みます。

・授乳やおむつ交換ができる施設を登録・紹介する「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録促進事業の更なる拡大をめざし、公共施設や店舗、企業等に積極的に働きかけ、親子が安心して外出できる環境づくりを推進するとともに、子育て世帯に配慮した様々な企業等のサービス情報をサイト等の活用により、わかりやすく情報発信を行います。

## ○犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進

・ボランティアの協力による通学路の安全確保のほか、「子ども110番の家」等の緊急避難場所や地域の危険箇所等を掲載した通学安全マップの作成・活用など、関係機関との連携のもと、子どもたちを見守る体制づくりを促進します。

・登下校時における通学路の安全確保に向けた警戒活動や、自主防犯活動を行う団体等への支援、犯罪の発生状況や防犯情報等の提供による住民の自主防犯行動の促進等を図ります。

・スクールガードの養成やスクールガードリーダーの巡回指導など、市町村における地域ぐるみの安全体制づくりを支援します。

・青少年を犯罪被害から守るため、インターネットなどからの有害情報の閲覧や有害図書類の販売など青少年に有害な環境の浄化、非行防止に向け地域が一体となって進める啓発活動を支援します。

・携帯電話販売業者などを含む関係機関との連携協働により、インターネットの利用に起因する犯罪被害から青少年を守るため、フィルタリングの普及促進に努めます。

・児童生徒のインターネットの不適切な利用による問題行動の未然防止や早期発見・早期対応のため、学校における計画的なネットパトロールの実施や保護者等への啓発活動等を推進するほか、地域や学校、家庭など道民一丸となって青少年の非行と被害の防止に取り組む「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」などの活動を展開します。

## ■ 就業環境の改善

### ○ 企業等における取組の促進

・ 国等との連携により、働き方に見合った均衡ある処遇の確保や非正規雇用労働者から正規雇用労働者への転換に係る支援制度の導入などを促進します。

### ○ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の実現に向けた理解や普及啓発の促進

・ 企業の事業主や労働者を対象に、仕事と家庭の調和についての理解促進を図るセミナー等を開催します。

・ 労働者や事業主などに対し、仕事と家庭の両立支援に関連する制度や法律についての広報・啓発に取り組みます。

・ 男女平等参画社会の実現に向け、家事や育児など家庭生活への男女の平等参画の促進を図るとともに、企業等における働き方の見直しなどの意識啓発や関係機関との連携による社会的気運の醸成、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など、様々な制度の定着に向けた啓発を行います。

### ○ 両立のための環境整備

・ 両立支援に向けた働き方の見直しや次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の事例を広く紹介し、企業側の気運の醸成を図ります。

・ 仕事と生活の調和に関する企業における就業環境の改善のためにアドバイザーを派遣するとともに、セミナーを開催し、企業の両立支援への取組を促進します。

・ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や届出とその積極的な実施について企業に働きかけるとともに、国や関係機関との連携による企業の取組を多方面から支援します。

### ○ 積極的な企業に対する優遇制度の推進

・ 仕事と家庭の両立支援の取組や女性の職業生活における活躍推進の取組を評価基準の一つとした「北海道働き方改革推進認定制度」を平成31年3月に創設し、認定企業の取組を広く紹介するほか、各種優遇制度を活用し、多くの企業への取組普及を図ります。

## ○パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備

・地域限定正社員、短時間正社員など「多様な正社員」制度の導入の普及、在職者への職業訓練を通じたスキルアップのほか、パートタイム労働者や派遣労働者などの非正規雇用労働者の正社員化や均衡待遇の確保など、労働条件の改善に向けた取組を推進します。

・企業経営者や労働者等を対象とした労働問題セミナーの開催や労働に関する基礎知識をまとめたガイドブックを配布することにより、関係法令や重要な労働問題に関する周知・啓発を行います。

## ■男女平等参画の推進

### ○広報・啓発活動の充実

・男女平等参画の実現は、社会の多様性と活力を高め、経済の持続的な発展及び男女間の実質的な機会の平等をもたらすことから、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて働き方改革を推進するとともに、男女平等参画の理念等に関する正しい理解が深まるよう、あらゆる広報媒体を有効に活用して、わかりやすい広報、啓発に努めます。

### ○家庭における男女平等教育の推進

・家庭内における固定的な性別役割分担意識にとらわれない個の尊重と家事、育児、介護などについて、男女が平等に共同して担う意識の醸成をはかります。

### ○仕事と家庭生活が両立できる働き方改革

・仕事と家庭の両立のための制度の定着を促進するため、仕事と育児、介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進めます。

### ○働きたい女性の就労・雇用継続支援

・結婚や出産、育児、介護などの女性のライフイベントにおいて離職する女性を減らすため、働く女性が安心して出産や子育てができる職場環境づくりを支援します。

### ○相談業務の充実

・仕事と子育ての両立や復職等について女性のライフ・ステージに応じた専門的な相談等を実施するほか、様々な相談に総合的に対応するとともに、各専門相談窓口とも連携して必要な情報を提供し、女性の活躍を推進します。

## ■市町村等関係機関との連携や取組への支援

### ○定住や移住促進に向けた取組への支援

・道内の各市町村が、安心して結婚、出産・子育てができ、将来に夢や希望を持って生活できる活力あふれる地域となるよう、市町村における移住者の効果的な受入施策の検討を支援し、首都圏などで道内市町村等の魅力を発信し、安定した社会経済環境の推進を図るなど、将来親となる若者の地域への定住や道外在住の子育て世代の道内移住などを促進します。

### ○住民主体による支え合いの地域づくり

・地元企業や教育機関等と連携し、様々な既存の地域資源も活用しながら、高齢者や障がいのある方、子ども等が、地域住民とともに集い交流し、互いに支え合いながら、安心して生活することができる地域づくりが図られるよう、支え合いの活動の「場」として、「共生型地域福祉拠点」の整備を推進します。

### ○総合振興局・振興局による市町村支援

・各地域のニーズに応じた地域子ども・子育て支援事業を実施するため、総合振興局・振興局ごとに設置した「少子化対策圏域協議会」において、市町村や関係事業者等との連携のもと、地域の課題の把握や優良な取組の収集とその情報共有を行うとともに、地域にあった対策の検討を進めるなど、市町村への支援を促進します。

## ■国の施策に関する提案

実効ある少子化対策を推進するためには、国における各種制度の創設や拡充などが不可欠であり、次の各事項について、全国知事会等とも十分連携を図りながら、国に対し提案を行っていきます。

### ○少子化対策の抜本的な強化・拡充

・少子化対策への財源措置の充実を図るとともに、雇用の安定やワーク・ライフ・バランスの推進などの男女の働き方改革を国が主導し推進すること。

・特定不妊治療等の助成制度の拡充及び医療保険適用範囲の拡大、子どもの医療費に関わる全国一律の制度創設など、経済的負担の軽減を図ること。

・産後ケア事業に係る財政支援の充実やマンパワー確保のための方策の立案など、産後の女性等を支えるケア体制の一層の推進を図ること。

### ○子育て支援等に係る施策の充実

・「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施や保育士等の確保に向けた処遇改善及びキャリアアップ研修の実施などの取組や子育て支援員の養成に支障のないよう、国の責任において財源の確保を図ること。

・市町村から保育所等に支払われる運営費の基準である公定価格を保育所等の運営実態や地域の実情に即して設定すること。

### ○子どもの安全・安心の確保

・児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、施策の充実を一層図るとともに、市町村や都道府県の取組がさらに進むよう、一層の財源措置を講じること。

・社会的養育の推進に当たり、地域の実情に即した実効的な取組が行えるよう、人材確保や財源措置等の必要な措置を講じること。

・ひとり親家庭等の自立に向けた、生活面や就業面などの総合的な支援の充実を図ること。

妊娠や出産を支援するステージ  
～子どもをもちたいと思う人が  
安心して子どもを生むことができる環境づくり～

＜安心して子どもを生むことができる環境を目指して＞

- ・ 少子化や核家族化による家庭や地域における子育て機能の低下から、育児に不安や困難感を持つ人が増えており、リスクの高い妊産婦や新生児に対する高度な医療が求められている中、産科医の減少や地域偏在などにより身近な地域での安全で安心な妊娠・出産が困難になっています。
- ・ 不妊治療費に当たっては、費用・心身両面で大きな負担を伴うため、あきらめてしまうケースもあるなど、子どもを生み育てたいという希望が必ずしもかなわない状況にあります。
- ・ 出産前・出産後の育児について支援が必要な特定妊婦への相談支援体制については、母子保健を中心にした相談支援体制に加え、確実に把握するための相談体制や妊娠期から出産後の母子を継続的に支援する在宅支援などの社会的養護体制などの整備が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、特定妊婦を含めた妊産婦に対する相談機能の充実、周産期医療体制の整備や不妊治療等への支援、特定妊婦を支える体制の整備などを行い、子どもをもちたいと思う人が安心して子どもを生むことができる環境づくりに努めていきます。

## ■ 妊娠・出産に関する支援体制の整備

### ○ 母子保健サービスの推進体制の整備

- ・ 家庭の経済状況などに関わらず、身近な地域で安心して妊娠・出産できるよう、妊娠期から健康管理や相談に適切に対応する体制整備を図り、切れ目のない支援を行います。
- ・ 妊娠から出産まで、一貫した保健や医療のサービスの提供が受けられるよう、地域における関係機関のネットワークの構築と連携促進を図ります。
- ・ 市町村が行う妊婦健診の円滑な実施のための支援や、その他母子保健サービスに対する広域的・専門的立場からの必要な助言や技術的支援などを行います。



### ○相談体制等の整備

・妊娠・出産を迎える人や望まない妊娠をした人の不安や悩みを軽減するため、各道立保健所に設置した「女性の健康サポートセンター」などによる、身近な地域で総合的な相談に対応できる体制の充実を図ります。

・育児に対する不安の軽減などを図り、妊娠中からの子育ての仲間づくりのきっかけとするため、地域における妊産婦同士の交流の場となるマタニティサロンなど市町村が実施する交流事業や子育て中の父親向けの情報などについて、ポータルサイトなどで広く情報発信します。

### ○産後ケア体制の充実

・産院退院後の不安や悩みなどの早期解消を図るため、母子保健サービスなどを通じた妊産婦の心身の状況を把握し、早期に支援を行います。

・出産直後から身近な地域で心身のケアや育児サポートなど専門職員によるきめ細やかな支援が受けられるよう、関係機関との連携のもと、体制整備に向けた検討を進めます。

### ○市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

・住民に身近な市町村が、子どもの権利擁護・虐待の未然防止等の視点からも、地域における全ての子どもやその家庭などへ適切な支援を行うことができるよう、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進します。

## ■周産期医療体制の整備

### ○総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備

・総合周産期母子医療センター等における産婦人科医師の確保や圏域内の医療技術向上のための研修等を行い、地域の周産期医療体制を支えるとともに、救急時のスムーズな搬送体制の整備に努めます。

・対応が難しいハイリスクの胎児や新生児に対応するため、特定機能周産期母子医療センターである道立子ども総合医療・療育センターにおける患者の受入や全道の医療従事者を対象とした研修開催などの技術支援を行います。

・身近なところに産科医療機関がない地域でも、安心して妊産婦健康診査や保健指導が受けられるよう、医療機関や関係団体と連携し、助産師外来や院内助産所の設置などを推進します。

・地域で安心して出産できるよう、周産期医療に関する適切な情報提供や相談体制の充実に努めます。

### ○産婦人科医師の確保等

・三育大学や関係機関の協力の下、総合周産期母子医療センター等への優先的かつ重点的な産婦人科医師の確保に努めます。

・産科医療を確保する必要がある地域周産期母子医療センターや地域の病院に対する産婦人科医師の優先的な確保や総合周産期母子医療センター等との連携による支援体制を確保していきます。

・より身近なところで安心して出産できる環境の整備をめざすため、産婦人科医師の勤務環境の改善促進や手当助成制度等によるインセンティブの向上を図るほか、産婦人科医師を希望する若い医師の育成などを行い、産婦人科医師不足の解消に取り組みます。

## ■不妊・不育治療等への支援

### ○相談体制の整備

・子どもを持つことを希望しながら子どもに恵まれない方の心の悩みや専門的な相談に対応するため、不妊専門相談センターによる相談を実施するとともに、ピア・サポートによる相談支援体制を整備します。また、流産を繰り返すなど、不育症に悩む方に対する相談体制や支援の在り方について検討します。

### ○経済的負担の軽減

・医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療への経済的支援を行います。

## 子育てを支援するステージ ～安心して子どもを育てることができる環境づくり～

＜安心して子どもを育てられる環境を目指して＞

- ・働く女性が増加している一方で待機児童の解消が図られておらず、仕事と育児を両立できる環境が整っていない状況にあります。待機児童は入所申込の増加や保育士を確保できず、受け入れを制限することなどにより発生しており、受け皿整備や保育士確保が喫緊の課題となっています。
- ・地域における子育て支援体制等を充実させるため、市町村の取組を推進するとともに、人材の確保や質の向上を図る必要があります。
- ・本道は、ひとり親世帯の割合が高く、世帯の年収を見ると、母子世帯の8割以上、父子世帯の6割以上が年収300万円未満であるなど、厳しい生活実態にあります。
- ・ひとり親家庭の自立を促進するため、就業支援や相談支援の充実など総合的な支援を推進する必要があります。
- ・理想の子ども数を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と答えている割合が約6割にのぼるなど、子育て世代は経済的にも大きな負担感を持っています。
- ・児童虐待対応件数は増加しており、約4割が乳幼児期に発生しています。

こうした状況や保育の無償化などを踏まえ、待機児童の解消のため保育所等受け皿整備や保育士確保対策を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進による仕事と育児の両立支援、経済的な負担の軽減、総合的な虐待防止対策の推進などにより、安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。

### ■待機児童の解消等

#### ○保育サービスの充実

・市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく保育所及び認定こども園の計画的な整備や地域型保育事業の実施並びに人材の確保などを進め、サービス提供体制の確保を図るとともに、利用者に対する情報の提供や公表を行います。

・利用者が求める多様な保育サービスの確保を図るため、各市町村が実施するニーズ調査や体制整備の状況などを把握し、必要に応じ、市町村区域を超えた広域的な調整を図るなどの支援を行います。

・様々な働き方に対応するため、認定こども園の設置や認可外保育施設からの移行の促進を図るとともに、小規模保育や家庭的保育の提供などにより、待機児童の解消をめざします。

## ○教育・保育を支える人材の確保

・市町村子ども・子育て支援事業計画等に基づく教育・保育を提供するために必要な保育教諭や幼稚園教諭、保育士などの養成や確保を推進します。

〈特定教育・保育及び特定地域型保育事業を行う者の必要見込み数〉 (単位：人)

		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
認定こども園・幼稚園・保育所	保育教諭	7,038	7,327	7,627	7,940	8,265
	幼稚園教諭	4,288	4,185	4,084	3,986	3,891
	保育士	9,270	9,252	9,233	9,215	9,196
特定地域型保育事業	保育士	1,167	1,209	1,252	1,297	1,344
	保育従事者	31	32	33	35	36
	家庭的保育者等	45	46	48	50	51
認可外保育施設	保育士	438	435	431	428	425

必要見込み数：市町村子ども・子育て支援計画に基づく学校教育や保育を必要とする子どもに対する確保方策の人数を、施設種別毎に振り分け、配置実態等に基づき算出。

・幼稚園教諭と保育士の双方の免許や資格を有する従事者を増やすとともに、保育士資格を有さない従事者の資格取得の支援を行います。

・保育士の専門性や保育の質の向上を図り、キャリアパスの明確化による職場定着を図るため保育現場におけるリーダー的職員の育成を目的とした研修等の実施体制の整備を促進します。

・離職時届出制度を広く周知し、潜在保育士の再就職を支援します。

・教育・保育を支える保育士などの処遇改善や負担軽減が図られるよう、賃金や職員配置数など勤務環境の改善に向けた取組を推進します。

・保育所や認定こども園における保育士等の勤務環境の改善を図るため、保育補助者として子育て支援員の活用が促進されるよう、保育所等における活用事例等を収集し、周知に努めます。

## ■ 幼児教育・保育の充実

### ○教育・保育の一体的提供の促進

・すべての子どもの健やかな育ちを保障していくため、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に沿った質の高い教育・保育サービスの普及などにより、発達段階や地域のニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。

・適切な規模による教育・保育の一体的な提供や、地域における子育て支援体制を充実するため、地域の実情に応じた認定こども園の設置を促進します。

・幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進するため、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要な施設改修や人材確保に関する支援を行います。

・質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、認定こども園、幼稚園及び保育所や地域子ども・子育て支援事業の事業者など関係者相互の連携が図られるよう、各地域に設置している少子化対策圏域協議会などを活用し、必要な情報提供や助言を行います。

### ○多様な保育サービスの提供

・様々な働き方や生活実態に応じた保育サービスが受けられるよう、地域における延長保育、病児・病後児保育や預かり保育、地域型保育など多様な子育て支援サービスの提供体制の整備を支援するとともに、利用者に対する情報提供を行います。

・地域の多様なニーズに対応できるよう、市町村における新規参入事業者への支援等を促進するとともに、質の高い人材の確保及び資質の向上を図ることなどにより、保育サービスの充実に努めます。

・地域におけるすべての子どもに対する支援体制の整備が促進されるよう、市町村における保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携強化を促進します。

## ○教育・保育の質の向上

- ・ 保育教諭や幼稚園教諭、保育士などの資質の向上を図るための研修を実施します。
- ・ 新人保育士の専門性を向上させるための研修を実施するなど、就業継続のための支援を行います。
- ・ 障がい児への対応など専門的な知識や技術の向上を図るため、教育・保育等の担当者を対象とした専門研修を計画的に実施します。
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携を図るため、それぞれの教員等の合同研究協議の場の設定や幼児と児童の交流機会の確保を図ります。
- ・ 地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する「子育て支援員」を養成し、地域子ども・子育て支援事業等の担い手となる人材の確保に取り組みます。

## ○良質なサービスの確保

- ・ 教育・保育の質の確保や向上のため、各事業者に対し、運営状況の自己点検評価や改善を図る取組を働きかけます。
- ・ 保育所等の利用児童の保育環境の改善を図るため、障がい児受け入れや病児保育事業の実施に必要な改修等を行います。

## ○子育て支援等に関する情報提供

- ・ 地域における子育て支援サービスのネットワークの形成を促進するとともに、市町村やNPO等における先進的な取組事例を収集し、情報の提供を行います。
- ・ 子育て中の保護者同士が交流できるよう、地域子育て支援拠点や認定こども園の活動のPRや子育てに関する相談対応、情報提供、助言その他の援助を行う体制整備などを支援します。
- ・ 子育て世帯が身近な場所で気軽に相談することができるよう、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整等を行う地域子育て支援拠点の設置を促進します。

## ■放課後児童の健全育成

### ○放課後児童の健全育成

・児童一人ひとりの発達段階に応じたきめ細やかな指導などを確保するため、適切な規模による放課後児童クラブの運営を促進します。

・放課後児童クラブ及び放課後子供教室における従事者等を対象とした研修の開催などにより、従事者・参画者等の確保や資質の向上を図ります。

・子どもたちの放課後や週末等における安全で安心な活動拠点をつくるため、放課後子供教室未設置市町村への設置を働きかけるほか、活動プログラムの提供や研修会の開催などにより、活動の充実を図ります。

・放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の処遇改善を図り、人材確保に向けた取組を推進します。

・放課後の安全・安心な居場所の確保や児童の健全育成を図るため、国の新・放課後子ども総合プランに基づき、待機児童の解消を図るとともに、学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的または連携した取組を推進します。

## ■地域における子育て支援体制等の充実

### ○子育て支援拠点等の整備

・子育て中の保護者が交流できるよう、子育てに関する相談対応や情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点の計画的な整備を進めるとともに、拠点に従事する職員に対し、研修を実施し、資質向上に取り組めます。

・地域における子育て支援体制の充実を図るため、子育て支援団体等のネットワークの形成を促進します。

・既存の保育サービスで対応できない緊急の保育ニーズに対応するファミリー・サポート・センターの設置促進を図るとともに、相互援助活動の調整等を行うアドバイザーに対し、研修を実施し、資質向上に取り組めます。

### ○相談体制の整備

・子どもの基礎を培う重要な時期である幼児期における子育てに関して、臨床心理士による電話相談や面接相談など、専門的な立場からのアドバイス等が提供できる相談体制の充実を図ります。

### ○子どもの居場所等を活用した地域とのつながり支援

・子どもたちが、地域とのつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、学習支援や食事の提供などを行う地域の居場所づくりを進めるとともに、子どもや保護者の声をしっかりと受け止める仕組みづくりなどについて検討します。

また、支援を必要としている全ての子どもに「支援情報」を届ける手法について、検討します。

## ■ひとり親家庭等への支援の充実

### ○相談支援の充実

・ひとり親家庭等の就業や生活等の様々な悩みに対応するため、福祉事務所に設置する母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの就業相談員等によるひとり親家庭に寄り添った相談を行うとともに、職員の資質の向上に向けた研修等を実施します。

・ひとり親家庭等への各種支援制度や相談窓口の周知を図るため、ホームページ等の広報媒体を活用した普及啓発を図ります。

・関係機関等との連携を更に強化し、各種支援制度の情報をひとり親等にわかりやすく提供するよう努めます。

### ○子育て・生活支援の充実

・ひとり親家庭等の生活の安定の確保やひとり親家庭の子どもの学習支援等を行うため、市町村が実施するひとり親家庭等生活支援事業等に対する支援の充実を促進します。

・母子生活支援施設において、様々な事情から子どもの養育を十分にできない母子家庭を保護し、自立の促進のために生活の支援を行います。

・ひとり親家庭の生活や就業を支援するため、保育所の優先入所等を促進します。



・保護を要する女性の自立を図るため、女性相談援助センターにおいて生活指導や就労支援等を行います。

・ひとり親家庭に安定した住まいを提供するため、公営住宅への優先入居や子育て世帯の入居を拒まない民間賃貸住宅の情報を提供します。

### ○就業支援の充実

・ひとり親家庭等の経済的自立を図るため、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業に関する相談や職業紹介、就業支援講習会、就業情報の提供などの支援を行うとともに、個々の状況に応じた母子・父子自立支援プログラムの策定を促進します。

・ひとり親家庭等の雇用に関する啓発や求人獲得のため、企業訪問を行います。

・ひとり親家庭等の安定した就業に向け、ハローワーク等の関係機関との連携のもと、各種支援制度を活用し、職業訓練などを支援します。

・ひとり親家庭の親等に対し、就職に必要な資格や技能の習得を促進するため、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金を支給するとともに、母子父子寡婦福祉資金貸付金の活用による起業に対する支援を行います。

・ひとり親家庭等の雇用の促進に資するため、母子・父子福祉団体への優先的な事業の発注や公的な施設内における売店等の設置許可などについて支援を行います。

### ○養育費の確保支援

・ひとり親家庭等の養育費確保を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センターによる弁護士相談等を行います。

### ○経済的支援の充実

・経済的に不安定なひとり親家庭等の生活を支援するため、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを行います。

・ひとり親家庭の経済的負担につながる医療費の軽減を図るため、ひとり親家庭等医療給付事業による経済的支援を行います。

## ○母子・父子福祉団体等の支援・連携の充実

・ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、総合的な拠点である母子・父子福祉センターの運営を支援するとともに、生活や就業の支援に当たり、母子・父子福祉団体や経済団体等との連携を図ります。

## ■社会的養育を必要とする子どもへの支援の拡充

### ○当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

・児童相談所が対応した子どもの権利擁護の観点から、「子どもの権利ノート」を活用し、当事者である子どもの意見聴取等が着実に進められるよう取組を進めるとともに、児童養護施設等における子どもの意見聴取等の機会の確保を促進します。

・子どもの保護や支援に当たって、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて、国の方針を踏まえながら、関係機関等と連携して構築に向けた検討を進めます。

### ○市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

・地域の子育て支援機関として、母子生活支援施設が活用されるよう関係機関に周知するなど、ひとり親家庭への支援の充実を図ります。

・住民からの相談に対応する市町村職員を対象とした研修の充実を図ります。

・各児童相談所の所管区域ごとに児童家庭支援センターを設置し、児童に関する家庭その他からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に対応するほか、児童相談所から受託しての指導や市町村の求めに応じた技術的助言や必要な援助の実施、関係機関との連絡調整などにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。

・複雑・多様化する子どもや家庭の問題に相談者の身近な地域で適切に対応するため、乳児院や児童養護施設による家庭支援の充実を図ります。

#### ・代替養育を必要とする子ども数の見込み

年齢区分	2024年度（令和6年度）				2029年度（令和11年度）			
	3歳未満	3歳以上 就学前	学童期以 降	計	3歳未満	3歳以上 就学前	学童期以 降	計
推計人口	90,591	98,922	536,391	725,904	82,854	89,655	491,590	664,099
代替養育	115	225	1,669	2,009	106	204	1,531	1,841
施設養育	79	155	1,147	1,381	73	140	1,053	1,266
里親等委託	36	70	522	628	33	64	478	575

### ○里親等への委託の推進に向けた取組

・虐待などによって、家庭での生活ができない子どもが「家庭と同様の環境」で支援を受けることができるよう、里親やファミリーホームの制度について広く周知することにより、担い手となる人材の確保を図ります。

・里親やファミリーホームの職員に対する研修を実施するとともに、相互交流の場を設け、養育に関する専門性の向上を図ります。

・乳児院・児童養護施設や里親会などの地域資源を活用しながら、行政と民間が一体となったフォスターリング業務の実施体制の構築を進め、里親への支援の充実を図ります。

### ○パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

・家庭において養育することが困難又は適当ではない子どもについて、子どもの最善の利益を最優先に考え、必要な場合には、養子縁組や特別養子縁組に向けた対応を適切に進め、永続的で安定した養育環境の提供に努めます。

・新たに特別養子縁組のあっせん業務を行うことを希望する民間機関に対しては、必要な助言等を行うなど、事業開始に向けた支援に取り組みます。

### ○施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

・児童養護施設等に義務づけられている第三者評価の受審を徹底することにより、施設の運営や処遇の質の向上を図ります。

・児童養護施設等における処遇の向上と人材の育成を図るため、職員研修の実施を支援するとともに、心理療法担当職員等の専門職員の配置を促進します。

・児童養護施設等の入所児童が、生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに成長できるよう、児童の社会性や豊かな人間性の醸成等につながる多様な体験活動の機会を設けるなど、学習の場の充実を図ります。

・児童養護施設等の状況を把握するためのヒアリングや意見交換を随時行いながら、施設の小規模かつ地域分散化等に向けた支援に努めます。

・児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換に向け、里親支援専門相談員等の専門職員の配置を進め、里親支援等の機能の強化を図ります。

・児童養護施設等で暮らす子どもたちが、できる限り良好な家庭的環境で支援を受けられるよう、体制整備や人材育成の取組に対する支援を行います。

・複雑・多様化する子どもや家庭の問題に相談者の身近な地域で適切に対応するため、乳児院や児童養護施設による家庭支援の充実を図ります。

### ○一時保護改革に向けた取組

・一人一人の子どもの状況に応じた適切な対応ができるよう、一時保護所の環境整備を図るとともに、国の方針を踏まえ、子どもの権利を保護するための仕組みについて検討を行います。

・里親、児童福祉施設等と連携を強化し、子どもの状況に応じ、委託による一時保護の確保に努めます。

### ○児童相談所の強化等に向けた取組

・児童相談所において、専門職員の法令等に基づく増員に加え、児童福祉に精通した職員の採用や研修の充実による人材確保・人材育成を進めるとともに、必要に応じ医師や弁護士から専門的な助言を受けることによる医療的対応力や法的対応力の充実など、児童相談所機能の強化を図ります。

・地域の関係機関において、子どもの育ち・生活環境に関する情報共有や連携した支援が円滑に行えるよう、児童相談所が要保護児童対策地域協議会へ積極的に参画するとともに、市町村をはじめ、関係者向けの研修会を実施し、地域における見守りや相談対応の充実に努めます。

・児童相談所の設置を希望する中核市に対しては、道と市による職員交流や研修機会の確保などにより、円滑な業務開始に向けた支援を行います。

## ■障がい等のある子どもへの支援等の充実

### ○特別支援教育の確保等

・発達障がいを含む、障がいのある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた指導や支援を行うため、幼稚園、小・中学校、高等学校等のすべての教員の特別支援教育に関する理解が深まるよう研修の充実を推進します。

・障がいのある幼児児童生徒に対して、本人及び保護者の意向を踏まえ、一貫した指導や支援が行われるよう、個別の教育支援計画を作成・活用し、効果的な指導や支援の充実を図ることを推進します。

・特別支援学校における地域の幼稚園、小・中学校、高等学校等に対する学習指導の進め方や個別の指導計画の作成などについての積極的な支援を推進します。

### ○障がい児への支援等

・発達の遅れや障がいのある子どもとその家族が、市町村など身近な地域で早期に支援を受けられるよう、様々な母子保健サービスや子育て支援サービスと子どもの発達支援に対する専門的なサービスが密接に連携し、発達の遅れや障がいのある子どもとその家族を包括的に支援する体制の整備を支援します。

・日常の保育サービスを通じて、発達の遅れや障がいの有無などの早期発見や養育支援が必要な家庭を把握し、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援に繋げるため、市町村において、認定こども園や保育所、子育て支援事業者などに対する専門的な助言を行うほか、研修機会を確保するとともに、地域の関係機関による情報共有のための体制整備を図ります。

・障がいのある子どもに対する相談や通所支援などのサービス提供基盤の整備を進めるとともに、医療や教育、労働など関係機関との連携、一般の子育て支援サービスと障がい児支援施策の連携強化や、里親制度の活用による家庭的な養育環境の提供を促進します。

・重症心身障がいなど医療的ケアを必要とする子どもへの支援体制の充実や、自立支援医療等の提供に努めます。

・適切な医療を提供するため、障がいに応じた専門医療機関やかかりつけ歯科医の確保に努めるなど、保健・医療、福祉が連携し、総合的な支援体制を確保します。

・障がいのある子どもが自立や社会参加をめざして心豊かにたくましく成長できるよう、学校と障がい児関係機関が連携し、個別の教育支援計画を策定するなど、切れ目のない支援体制を整備します。

・障がいのある子どもを育て、不安などを抱える保護者に対し、市町村保健センターや保健所、児童相談所、療育機関などの専門機関による心理的なケアやカウンセリングを実施するほか、ペアレントメンターによる相談活動や親の会などと連携することにより、家族への支援の充実に努めます。

## ■ 乳児及び幼児等の健康の確保

### ○小児医療の提供体制の整備

・できるだけ身近な地域で疾病や症状等に応じた適切な医療が受けられるよう、二次医療圏ごとに小児医療の中核的な役割を担う医療機関を選定し、体系的な小児医療提供体制の充実に努めます。

・休日・夜間における小児救急患者や入院を要する小児患者などに24時間365日体制で対応するための小児救急医療提供体制の整備を推進します。

・子どもを抱える家族からの相談対応や、子どもの症状・状態に応じた小児医療を提供するため、小児救急電話相談や救急医療情報システムの充実に図ります。

・小児慢性特定疾病児童等の自立に向けた支援策の充実に努めます。

### ○母子保健サービスの推進体制の整備

・母子保健を担当する職員等に対する研修を実施し、専門性の向上を図るほか、医療機関による新生児マス・スクリーニング検査の実施などにより、疾患の早期発見・早期療育につなげるための体制の充実に図ります。

・妊娠期から幼児期までの親子の健康確保を図るため、市町村が実施する健康診査や訪問指導、保健指導等に対し、広域的・専門的な支援を行います。

・母子保健活動などを通じ、医療機関等や市町村との連携及び情報共有を図ることにより、養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を把握し、市町村等による支援につなげるための必要な環境整備や市町村等の取組への支援を実施します。

## ○食育の推進

・乳幼児期からの望ましい食習慣や、食を通じた豊かな人間性や家族関係の形成を図るため、保健や教育分野等との連携を深め、市町村食育推進計画の策定に対する技術的支援の実施などにより、計画の策定を重点的に推進し、地域ぐるみでの食育の推進に努めます。

・地域ぐるみでの食育を推進するため、学校・家庭・地域社会が連携した地域における食に関するネットワークづくりを進めます。

・乳幼児健康診査における栄養指導の機会等を活用し、子どもの食事や栄養状態を把握した上で適切な助言指導を行います。

・家庭や地域、福祉、教育分野等との連携により、保育所等児童福祉施設における子どもの状況に応じた栄養管理の実施を推進します。

## ■子育て世帯の経済的な負担の軽減

### ○経済的な負担の軽減

・子育て家庭の経済的な負担につながる医療費の軽減を図るため、乳幼児等医療給付事業やひとり親家庭等医療給付事業による経済的支援を行います。

・治療が長期化し、高額な医療費負担となる小児慢性特定疾病児童等の保護者に対し、医療費を助成します。

・すべての就学前の子どもが平等で良質な教育・保育を受けることができるような環境の整備に向けて、市町村と連携し取組を進めます。

・幼児教育・保育の無償化などの国の制度を活用しながら、出産を控えた世帯や多子世帯などへの生活支援を実施するなど、子育て世帯に対する経済的負担の軽減に努めます。

・市町村において、幼児教育・保育の無償化に関する給付が円滑に実施されるよう、認可外保育施設等の運営状況及び監査状況の共有を図るとともに、立入調査や関係法令に基づく是正指導等を行うほか、必要に応じ、市町村区域を超えた広域的な調整を図るなどの支援を行います。

## ■総合的な児童虐待防止対策の推進

### ○児童虐待防止等に関する普及啓発

- ・児童への重大な人権侵害である虐待を防止するため、民間企業や団体等との連携のもと、オレンジリボンキャンペーンなどの児童虐待防止に関する普及啓発を行います。
- ・ホームページ等様々な媒体を通じて、児童虐待を発見した際の通告義務について周知を図るとともに、通告先や相談窓口に関する広報を行います。

### ○児童相談所・市町村等関係機関が一体となった児童相談体制の強化

- ・児童相談所において、専門職員の法令等に基づく増員に加え、児童福祉に精通した職員の採用や研修の充実による人材確保・人材育成を進めるとともに、必要に応じ医師や弁護士から専門的な助言を受けることによる医療的対応力や法的対応力の充実など、児童相談所機能の強化を図ります。【再掲】

- ・地域の関係機関において、子どもの育ち・生活環境に関する情報共有や支援が円滑に行えるよう、児童相談所が要保護児童対策地域協議会へ積極的に参画するとともに、市町村をはじめ、関係者向けの研修を実施し、地域における見守りや相談対応の充実に努めます。【再掲】

- ・地域において、子どもやその家族に対する見守りや適切な支援が行われるよう、児童相談所への虐待通告案件について、道警察や要保護児童対策地域協議会など子どもに関わる関係機関の間での情報共有を徹底します。

- ・居住実態が把握できない子どもの発生を未然に防止するとともに、発生した際の子どもの安全確認が円滑に進むよう、市町村や児童相談所をはじめ関係機関の連携の強化を図ります。

- ・児童相談所の設置を希望する中核市に対しては、道と市による職員交流や研修機会の確保などにより、円滑な業務開始に向けた支援を行います。【再掲】

### ○養育支援を必要とする家庭の早期把握や支援のための体制整備

- ・市町村における母子健康手帳交付や乳幼児健康診査等の母子保健活動を通じ、虐待のリスクのある家庭を早期に把握し支援する「虐待予防ケアマネジメントシステム」の活用を促進します。



・ 妊娠期や出産後の早期の段階から医療機関と保健機関が情報を共有し、虐待のリスクのある家庭を把握し支援する「養育者支援保健・医療連携システム」の活用を促進します。

・ 保育所等において虐待のリスクのある家庭を早期に把握し、市町村の母子・福祉部門と連携し支援につなげる「児童虐待予防スクリーニング・保育所連携システム」の活用を促進します。

・ 市町村における乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の着実な実施により、虐待のリスクのある家庭の早期把握や支援を行います。

・ 「虐待予防ケアマネジメントシステム」等により早期に把握した養育困難家庭に対し、関係者間の緊密な連携のもと、より有効に支援できるよう、要保護児童対策地域協議会の活用の徹底を図るとともに、児童相談所・保健所等による支援の充実を図ります。

### ○里親による養護援助体制の整備

・ 里親制度やファミリーホームの普及を図るため、様々な機会を通じ、制度の普及啓発を行います。

・ 里親やファミリーホームの職員に対する研修を実施するとともに、相互交流の場を設け、養育に関する専門性の向上を図ります。

### ○児童養護施設や児童家庭支援センターによる養護援助体制の整備

・ 各児童相談所の所管区域ごとに児童家庭支援センターを設置し、児童に関する家庭その他からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に対応するほか、児童相談所からの受託による指導や市町村の求めに応じた技術的助言や必要な援助の実施、関係機関との連絡調整などにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。

### ○被虐待児の心のケアや親子の再統合への支援

・ 児童虐待や犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直りを支援するため、専門家によるカウンセリングや保護者への助言など、関係機関と連携したきめ細やかな支援を行います。

## ○配偶者暴力相談支援センターとの連携

・配偶者やパートナーからの暴力は、男女の人権の尊重や男女平等参画を阻害する暴力的行為であるとともに、児童虐待との関連も深いことから、関係機関と連携を図り、適切な対応に努めます。また、被害者の相談や支援の体制を確保し、相談窓口の周知を図ります。

・女性への暴力等の根絶に関する認識や相談窓口を広く道民へ浸透させるため、様々な広報媒体を活用した周知を図ります。



## 子育てや自立を支援するステージ ～次代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境づくり～

＜子どもたちが健やかに成長できるように＞

- ・子どもの権利及び利益を尊重するためには、子ども自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、その意見が適切に社会に反映される環境の整備が必要です。
- ・将来を支える人材の育成を担う教育の役割は重要となっており、学校や地域社会が一丸となって、教育の質の向上に取り組むことが求められています。

こうした状況を踏まえ、子どもの意見の適切な社会反映に取り組むとともに、次代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを進めるため、安全に遊びながら情操豊かな子どもの健全育成が促されるよう、児童館活動の促進や森林、河川など本道の自然環境を活かした公園や遊び場の整備などを推進していきます。

また、将来を担う子どもたちが、夢と希望にあふれ健やかに成長できるよう、教育環境の整備を進めていきます。

### ■子どもの権利及び利益の尊重

#### ○子どもの意見の適切な社会反映

- ・「北海道子どもの未来づくり審議会」に「子ども部会」を設置し、子どもの目線に立って考えた北海道の課題の解決に向けた様々な意見を、道政へ反映させるよう取り組みます。

#### ○総合的な児童虐待防止対策の推進

- ・内容は、「子育てを支援するステージ ■総合的な児童虐待防止対策の推進」を参照してください。

## ■ 社会的養育を必要とする子どもへの支援の充実

### ○社会的養護自立支援の推進に向けた取組

・児童養護施設等退所児童に対し、進学のための新たな奨学金制度の周知、活用を促すとともに、就職や進学に向けた支度費を支給するなど、自立に向けたきめ細やかな支援を行います。

・児童養護施設等退所児童に対する自立支援を継続するため、基礎的な生活力を身に付けさせるための措置延長や自立援助ホームの活用を図ります。

・児童養護施設等退所児童の職場への定着や就学の継続を支援するため、家賃や生活費の支給を行うとともに、各施設に担当職員を配置し、相談対応や情報提供等のアフターケアの充実を図ります。

### ○一時保護改革に向けた取組

・内容は、「子育てを支援するステージ ■社会的養育を必要とする子どもへの支援の拡充 ○一時保護改革に向けた取組」を参照してください。

## ■ 子どもの健全育成等の促進

### ○望ましい生活習慣確立のための意識啓発

・「生活リズムチェックシート」の活用や「早寝早起き朝ごはん運動」の推進などによる、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を推進します。

### ○児童館活動の促進

・子どもへの健全な遊びを提供し、自主性や社会性、創造性など情操を豊かにするとともに、子育て家庭の交流の場としての役割を果たすことができるよう、地域のニーズに応じた児童館等の整備や関係機関相互の連携協力体制の構築などを支援します。

### ○文化・スポーツ等に親しむ環境の整備

・子どもの豊かな感性や創造力などの育成に向けて、自主的に読書活動に取り組める環境整備を図るため、各地域における読み聞かせやブックスタートの推進について、市町村に対し指導や助言を行います。

・国際理解や異文化への理解を通じ、グローバル社会で活躍できる国際的な視野を持った人材を育成するための環境整備に取り組みます。

・道立の各種文化・体験施設の維持管理に努めるとともに、学習ニーズの変化を踏まえた体験活動の検討を進め、様々な学習の場の充実を図ります。

・森林など北海道の豊かな自然環境を活用した農林漁業体験や自然体験などの多様な体験機会の場を提供するとともに、芸術鑑賞等の優れた文化に触れる機会の充実を図り、地域ぐるみで子どもの社会性や豊かな人間性を育む環境づくりを推進します。

・心身のバランスのとれた子どもの発育発達のため、親子でスポーツに親しむ機会の提供を図るなど、気軽にスポーツに取り組むことができる機会の充実を図ります。

### ○公園、遊び場の整備

・北海道の豊かな自然環境を感じながら、子どもたちが遊びの中から社会性などを学ぶ機会を確保するため、公園や河川等の安全性を適宜点検し、安全かつ安心して利用できる公園や遊び場の整備、維持に努めます。

### ○食育等の普及

・保健や教育分野等との連携を深め、全市町村における食育推進計画の策定に向けて、必要な助言等を行い、地域ぐるみでの食育の推進を図ります。

・豊かな人間性をはぐくみ、生涯にわたり健康で豊かな生活を実現するため、学校、家庭、地域社会の連携のもと、ライフ・ステージにあった食育の推進を図ります。

・子どもの頃から木や森との関わりを通じて豊かな感性と思いやりの心を育むため、子育て世代とその子どもを対象とした木育教室の開催などによる子育て支援や各種情報発信による木育に対する理解の醸成を図ります。

・道民の森の活用や木育教室の開催などにより、木製遊具等とふれ親しむ場の創出など、体験学習の機会を充実します。

### ○学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

・思春期における様々な悩みを解消するとともに、子どもたちが主体的に考える力を育むため、学校との連携により、ピア・カウンセリングなどを取り入れた健康教育を推進します。

・地域における思春期保健活動を推進するため、道立保健所を中心に、市町村や地域の保健関係機関によるネットワーク会議や研修などを開催し、支援体制の整備を図ります。

・身近な地域において、思春期のこころとからだの悩み、相談に対応するため、道立保健所に設置した「女性の健康サポートセンター」の相談体制を充実します。

・性に関する正しい知識の習得や薬物乱用の有害性・危険性に関する正しい知識を身につけ、適切な判断や行動ができる力を育むため、学校における健康教育の充実や全道各地域での薬物乱用防止啓発活動を進めるとともに、学校や関係機関などとの連携のもと、地域が一体となった取組を推進します。

## ■教育環境の整備

### ○キャリア教育等の推進

・若い世代から学ぶことや働くことの意義を理解し、望ましい勤労観や職業観を育成するため、学校教育における職場体験や本道基幹産業へのインターンシップ等キャリア教育の充実を図ります。

・生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を育成するため、生徒に求められる資質・能力とは何かを社会と共有し連携する「社会に開かれた教育課程」の実現を図ります。

・「これからの高校づくりに関する指針」に基づき、地域の実情等を考慮しながら、適切な高校配置を進めるとともに、総合学科、単位制、中高一貫教育校などの多様なタイプの高校については、それぞれの特性を生かしながら、その機能を一層発揮できるよう、教育活動の充実を図ります。

### ○地域特性を活かした魅力ある教育環境の整備

・道民に幅広い教育の選択の機会を提供し、本道の教育の質の向上が図られるよう、私立学校への支援に努めます。

## ○家庭及び社会教育への支援の促進

- ・企業の自主的な家庭教育環境づくりを推進するため、「北海道家庭教育サポート企業」の拡大に取り組みます。
- ・家庭教育における悩みや課題などに対し、臨床心理士による専門的な面接相談など家庭教育相談窓口の体制を整備するほか、地域における親子の学習機会の充実を図るための情報提供に努めるなど、家庭教育の向上に向けた支援体制を整備します。
- ・コミュニティ・スクールの活用などにより、地域住民と学校が連携を深め、地域一体となった学校教育活動の支援体制の整備を進めます。
- ・子どもの社会性や豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚を促すため、学校と地域社会との連携のもと、市町村が行う地域の特色を生かした社会体験活動やボランティア活動等の体験活動の情報提供に努めるとともに、ボランティア活動等への積極的な参加を促します。
- ・子どもの健やかな成長を支えるため、異世代間の交流や野外活動、自然体験活動等交流体験活動の場として、道立青少年体験活動支援施設などの維持管理を行います。

## ○いじめ、非行、不登校等に対する相談、連携体制の整備

- ・いじめの問題や不登校児童生徒へのきめ細やかな支援を行うため、警察、適応指導教室、学校、家庭等の関係機関などが連携した地域ぐるみの支援体制の整備充実を図ります。
- ・いじめ・不登校等の早期発見・早期対応に向け、児童生徒や保護者への相談体制の充実を図ります。
- ・引きこもりなど社会との関わりが難しくなった子どもに対し、共感し相談しあえる「メンタルフレンド」を派遣するなど、子どもの意欲や社会との関わりの回復を促し、社会的自立へとつなげていきます。
- ・情報モラルやルールの指導と併せて、携帯電話やインターネット等の危険性についての指導や教員の研修の充実を図ります。

## ○経済的負担の軽減

・ 経済的な理由から修学を断念せざるを得ない子どもが少なくなるよう、各種奨学金制度等を継続するなど子育て家庭への経済的負担の軽減を図り、子どもの修学機会の確保に努めます。

・ 国の修学支援新制度の運用状況や課題等を踏まえながら、大学生や高校生等に対する修学支援のあり方などについて検討し、修学機会の確保に努めます。

## ○木育の推進

・ 子どもたちが学校などの場において、木材や森について学ぶ機会などを通じ、心の安定や豊かな感性を育むことが期待できることから、初任段階教員への木育研修の開催や学校利用木育プログラムの開発などにより、教育における木育活動を推進します。

